

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令案
規制の名称	使用の制限
規制の区分	新設、改正(拡充(緩和)、廃止)
担当部局	経済産業省産業技術環境局計量行政室
評価実施時期	令和4年6月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン) 現状、本改正の対象となる計量器は、検定に合格していなくても取引や証明に使用されている。これは、平成29年に計量法施行令(平成5年政令第329号)が改正されたことで、自動はかり(本改正の対象となる計量器を含む)が新たに検定等の対象として追加されたところ、経過措置として令和5年3月31日までは検定に合格していなくても取引や証明に使用することが認められた状態であるため。しかし、以下②の理由から、本改正の対象となる計量器は計量法で定める検定を実施することが困難であり、本改正を行わない場合、令和5年4月1日以降は、当該計量器は取引や証明に使用することができなくなることから、当該計量器を使用している事業者が製品等を提供できなくなる等の事業活動に混乱が生じることが予想される。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性) [課題] 平成28年11月の計量行政審議会答申に基づき、平成29年に「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令」を制定し、自動はかりを特定計量器に追加するとともに、自動はかりの主な機種について、段階的に検定を開始することとした。現状は、本改正の対象となる計量器は、検定に合格していなくても取引や証明に使用されているが、これらの計量器は検定を実施することが困難であることが事後的に判明した。本改正を行わない場合、令和5年4月1日以降、これらの計量器は取引や証明に使用することができなくなることから、当該計量器を使用している事業者が製品等を提供できなくなる等の支障が生じる可能性がある。</p> <p>[発生原因] 対象となる計量器は大質量(トン単位)の計量に使用されることが多く、検定を行う際に危険を伴うことや、検定制度の前提ともなる計量器の型式承認の取得が困難、取引又は証明への使用率が低いといった事情が事後的に明らかとなったため。</p> <p>[規制緩和の内容] 令和5年4月1日以降、対象となる計量器を取引や証明に使用することができなくなる「使用の制限の開始」について、適用を5年延期とする。</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>③[遵守費用]は金銭価値化(少なくとも定量化は必須) (遵守費用) 本改正に伴う遵守費用は発生しない。</p> <p>(行政費用) ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 本改正について関係業界(主要製造企業等11者)に周知する等の行政費用(2,592円※×3人×2時間×1回=約15,552円程度)が発生する。 ※414,729円(国家公務員(全職員)の平均給与月額)÷(8時間×5日×4週)=約2,592円 (平均給与月額は「令和3年国家公務員給与等実態調査の結果概要(令和3年8月 人事院)」より)</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 本改正の対象となる自動はかりの使用者又は使用者から製品等の供給を受ける者等の事業活動について、当該計量器を使用している事業者が製品等を提供できなくなるという事態を生じさせることがなくなる。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握 本改正の対象となる自動はかりの使用者又は使用者から製品等の供給を受ける者等の事業活動規模が当該計量器の使用制限によりどの程度影響を受けるかを定量化・金銭価値化することは極めて困難であるものの、自動はかり実態調査(令和3年度実施)によると、今回の改正対象となる自動はかりを保有する企業は少なくとも約500社存在し、これらの企業が取引・証明に使用している自動はかり約3800台が使用制限の影響を受けることなく、引き続き商品提供が可能となると考えられる。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 自動はかりの規制は現時点では導入されていないため、緩和により削減される遵守費用額の推定は困難。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めて「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 本改正は、対象となる計量器の検定の実施が困難である等の理由により、使用の制限の開始を5年延期とするものであるが、現時点で当該規制は導入されず、現状の変更がされないことから、副次的又は波及的な影響はないと考えられる。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証 定量的な推計は困難であるものの、③のとおり本改正に伴う遵守費用は発生せず、④のとおり本改正を行うことに伴う行政費用等は僅かであり、⑤のとおり当該計量器を使用しているメーカー等が製品等を提供できなくなるという事態を生じさせないという便益が発生することから、本改正を行うことは妥当である。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 本改正は、対象となる計量器の検定の実施が困難である等の理由により、使用の制限の開始を5年延期とするものであり、代替手法としては、何らかの方法により検定を実施することであるが、上述のとおり、技術的な理由等により検定の実施が困難であることが判明していることから、現時点において代替手法は想定されない。</p> <p>[デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト] (1)特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度の見直し について 本規制は、「①安全規制(目視、打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査や、特定の手法や一律の基準による点検・検査を求めている規制・制度)」に該当するが、特定計量器の検定を行う際は、基準器と呼ばれる精度が確保されている計量器を使用して、対象となる特定計量器の精度を実際に確認する必要があり、現時点において代替方法を導入することは困難。また、検定の実施を含む多くの計量行政事務は自治事務とされており、高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー等を導入することについては、自治体との調整が必要。</p> <p>(2)デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直し について 本規制は「①対面規制(人と人の対面での行為(手続・説明・点呼・受け渡し等)を求める規制・制度。オンライン、リモートでの事業活動を阻害する規制・制度)」に該当するが、上記(1)と同様に、基準器と呼ばれる精度が確保されている計量器を使用し、対象となる特定計量器の精度を実際に確認する必要があることから、現時点において対面での実施以外の方法を導入することは困難。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記 特になし。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記 今回の改正については、見直し条項を置いていないため、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において「『見直し条項』がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。」と定められていることに則り、5年後を目的に、事後評価を実施する。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 今回の改正による便益を得る計量器の製造事業者及び使用者にヒアリングを実施し、本改正によって実務上の不都合が生じていないか、本改正が行われなければどの程度不都合があったかについて、レビューを行うこととする。</p>
備考	